

2022年1月7日

看護医療学部生各位

2021年度秋学期定期試験における特別措置申請について

看護医療学部

新型コロナウイルス感染症に関連し、定期試験が受験できない事情を考慮し、追試申請とは別に以下のとおり特別措置申請を受け付けます。該当する場合には、追試申請ではなく、特別措置として申請してください。

1. 申請の対象となる理由

- A. 海外在住中であり、水際対策強化に伴い日本に入国できない(※)。
- B. 新型コロナウイルス陽性(濃厚接触および濃厚接触疑い含む)、または感染疑いにより、通学が禁止されている(保健管理センターの基準による登校禁止を含む)。または、新型コロナワクチン接種に伴う副反応により体調不良が生じている。

※但し、看護医療学部在籍者は、秋学期現在海外在住中の対象者がいないため、上記A.の理由による特別措置の申請受付は認めません。

2. 申請期限

上記B.の対象者に限り、以下の期限まで申請を受け付けます(締切日時厳守)。

看護医療学部設置科目(SFC・信濃町)	1月7日(金)~1月31日(月) 11:30
SFC設置科目(総・環・政メ)	1月7日(金)~1月31日(月) 11:30
三田地区設置科目	1月7日(金)~1月31日(月) 11:30
日吉地区設置科目	1月7日(金)~ <u>2月3日(木)</u> 11:30

3. 申請方法

申請期限までに、以下のフォーム(Google フォーム)により申請を行う。

<https://forms.gle/aeC5qbamuYv2Cf8w9>

4. 特別措置にかかる費用

特にありません(無料)

5. 申請結果等に関する連絡

特別措置が認められた場合、授業支援システム・Canvas LMS等を通じて当該科目の担当者より個別に特別措置内容を指示する予定です。

以上